

令和7年度（2025年度）

長崎県育英会予約奨学生〔大学等〕募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0035 長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階

☎ (095)895-7530、824-7501

FAX (095)820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

長崎県育英会は、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者ともに奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など。（単身赴任を除く）
- (2) 文部科学省が管轄する大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）に進学を希望する者（大学院・通信教育等を除く）
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者。
〈家計（所得）・学力については基準がありますので、P 6 を参照してください。〉

※他の奨学制度との併願・併給は可能です。

※入学時奨学金は長崎県育英会から、毎月の奨学金は日本学生支援機構からという選択が可能です。

2 募集人数 200人

3 募集期間 令和6年7月8日(月)～令和6年9月13日(金)

※学校ごとに締切期日が異なりますので注意してください。

4 奨学金の貸与額

- (1) 入学時奨学金を一括で貸与（月額貸与はありません）
- (2) 貸与額は、**30万円・50万円・70万円** から選択

5 貸与時期 入学前の令和7年1月末以降～

※合格を証明する書類と「誓約書・奨学金借用証書」の提出後になります。

6 出願手続

- (1) 出願には、次の書類が必要です。

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦調書
- ③ 所得に関する書類（P 5 参照）
- ④ 就学者控除及び特別な控除の書類（P 5～6 参照）

※奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、本会のホームページ (<http://www.n-ikuei.jp/>) からのダウンロードも可能です。

- (2) 出願者は、出願に必要な用紙を学校から受領し、必要事項を記入のうえ、証明書等をそろえて、学校で定められた期日までに在學校へ提出してください。

なお、提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。

7 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は、推薦した学校長を通じて出願者に通知します。なお、氏名等の文字が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は、類似する文字での表示になります。
- (3) 選考の決定は、11月中旬の予定です。

8 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、大学等卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

【返還計画の例】

長崎県育英会の「入学時奨学金」（30万円～70万円）を借りた場合

入学時奨学金	最長返還期間	返還月額の例
30万円	80回	毎月 3,750 円
50万円	96回（8年）	毎月 5,200 円（初回月 6,000 円）
70万円	120回（10年）	毎月 5,830 円（初回月 6,230 円）

奨学生願書等の作成について

願書の記入

願書は、選考上の重要な資料ですから、事実をありのまま具体的に書いてください。

もし、事実と異なったことを書いた場合や指示されたことを書いていない場合は、選考から除外又は採用を取消されることがあります。 太枠で囲んである記入欄以外は全て記入してください。

1 奨学金を希望する理由等

- (1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭事情などの出願理由を具体的に記入してください。
- (2) 無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。
- (3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。
- (4) 貸与終了後の返還については、奨学生に採用された場合、貸与終了後に奨学金を返還していくことに対する考え方や決意を必ず出願者本人が記入してください。

2 奨学金の状況

本人、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生に採用され、現在若しくは以前に奨学金の貸与を受けている場合には、必ずその「採用年度」・「学校名」・「氏名」・「本人との続柄」を記入してください。

「学校名」欄には、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生として在学した又は現に在学している大学・高等学校等の名称を記入してください。

3 同一生計の家族

- (1) この欄には、同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている者全員について記入してください。(単身赴任、入院、県外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活している者は同一生計となります。)

(2) 所得の種類

ア 次表により収入を、給与・給与外・無収入に区分し、該当するものを○で囲んでください。

給 与	① 傷給・ <u>給料</u> ・賃金・事業主報酬・役員報酬・年金・恩給・賞与及び <u>専従者給与</u> 等 ② 遺族年金・遺族扶助料・傷病手当金・ <u>生活保護法による扶助料</u> 等
給 与 外	① 自営業・外交員・税理士・大工・左官・行商・日雇い等による収入 (ただし、大工・左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている者は「 <u>給与</u> 」) ② 利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人からの援助等による収入

イ 前年の中途で新たに就職、転職(開業、転業を含む。)した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等に基づいて、前年の年間所得金額に見合った額を推算します。この場合は、事業所発行の『給与月額証明書』を添付してください。

ウ 前年に収入のあった者が、出願時現在、退職、転出又は死亡などによってその収入が得られなくなった場合には、世帯の所得には算入しません。

エ 前年1年間に、生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかつたものと仮定して所得金額を推算します。

4 第一連帯保証人

- (1) 原則として、第一連帯保証人は父・母（親権者）となります。ただし、特別な事情がある場合は、
これに代わる人となります。（成年者で、収入のある兄・姉等）
- (2) 願書には、本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるものを使用して
ください。（スタンプ印は不可）

注 横学生採用決定後、『誓約書・奨学金借用証書』提出時には、第二連帯保証人（第一連帯保証人とは別生計の者であり、原則、長崎県内に居住する成人者で、進学先の卒業年の3月に満65歳以下であること）が必要です。

なお、第一連帯保証人と第二連帯保証人は、それぞれ印鑑登録証明書の提出が必要です。

所得に関する書類

所得に関する書類は、家計支持者分のみを必要とします。

原則、家計支持者は父母とします。ただし、父母がともに無収入であり同一生計内の他の者が家計支持者である場合、その者を家計支持者とします。

1 源泉徴収票・確定申告書

家計支持者が給与所得者である場合は、現勤務事業所発行の令和5年分の源泉徴収票を、給与所得者以外は、必ず令和5年分の確定申告書（控）のコピー（第二表も）を提出してください。

2 給与月額証明書

職の異動等により、令和5年分の源泉徴収票が出ない、又は参考とならない場合は、勤務先から、見込を含め1年分の『給与月額証明書』（社会保険料を必ず明記すること）の作成を受け、提出してください。（本会ホームページからダウンロードするか、学校に配付してある本会様式を利用）

3 年金・恩給額証明書

家計支持者が年金・恩給を受給している場合は、金額の確認ができるもの（令和5年分の源泉徴収票、最新の振込通知書等）のコピーを提出してください。

4 生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書（金額の記載があるもの）、又は生活保護決定通知書等のコピーを提出してください。

5 無職（無収入）に関する調査書・確認書・依頼書等

父または母が無職又は無収入の状態である時は、お住いの地区の民生委員が発行する『無職（無収入）に関する書類（調査書・確認書・依頼書等）』を提出してください。

6 1か月の生活費申告書

失職等で、収入把握が困難である時には、『1か月の生活費申告書』（本会ホームページからダウンロードするか、学校に配付してある本会様式を利用）を作成し提出してください。

就学者控除及び特別な控除の書類

（以下の証明書を添付された場合は、控除が受けられます。）

1 「就学者控除」のための書類

同一生計の兄弟姉妹が、大学・短大・専修学校・高等学校等に在学している場合は、在学証明書（原本）若しくは学生証・生徒手帳（令和6年4月以降発行・更新、又は有効期限の記載があるもの）のコピーを提出してください。

2 「障害者等控除」のための書類

同一生計者の中に、障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証（要介護4又は5）を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを添付してください。

3 「長期療養者控除」のための書類

同一生計者の中に、6か月以上にわたる長期療養者がいる場合は、所定の額を控除するので、6か月以上の療養と分かる医師の証明書等と直近6か月から1年分の領収証のコピーを提出してください。
グループホーム等に入所されている方は、療養とわかる証明書と領収証を提出してください。

4 「主たる家計支持者の別居による控除」のための書類

家計支持者が単身赴任である場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払いの領収証のコピーのいずれかを提出してください。

5 「火災・風水害・盗難等の被害による控除」のための書類

被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盜難届出証明書等と被害により生じた実費を証明する領収証のコピーを提出してください。

家計(所得)・学力の基準について

1 家計(所得)の基準

本会が設定する所得基準額以下となります。

[所得基準額 \geq (収入金額から算出した所得額) - (控除額)]

【収入の目安】

給与所得の場合 (収入金額)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
3人世帯 所得基準額 318万円	4人世帯 所得基準額 344万円	3人世帯 所得基準額 318万円	4人世帯 所得基準額 344万円
800万円	872万円	392万円	464万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。

※出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。

2 学力の基準

- ① 高等学校等の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、出願資格は3.5以上とします。
- ② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し、出願資格は4.0以上とします。